

令和2年6月9日

横浜市南区長

松山 弘子 様

横浜市南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会

委員長 八森 淳

横浜市南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会の選定結果
について（報告）

標記について、横浜市南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱第
10条に基づき、別紙のとおり、報告します。

【添付資料】

横浜市南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会選定結果報告書

横浜市南区地域ケアプラザ
指定管理者選定委員会
選定結果報告書

令和2年6月

1 経緯

横浜市南区地域ケアプラザの次期指定管理者の選定にあたり、横浜市南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、応募者から提出された応募書類及び書面討議で審査を行いました。

このたび、審査が終了し、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）を選定いたしましたので、次のとおり選定結果を報告します。

2 選定対象施設

- (1) 横浜市大岡地域ケアプラザ
- (2) 横浜市清水ヶ丘地域ケアプラザ
- (3) 横浜市永田地域ケアプラザ
- (4) 横浜市六ツ川地域ケアプラザ
- (5) 横浜市浦舟地域ケアプラザ
- (6) 横浜市中村地域ケアプラザ
- (7) 横浜市睦地域ケアプラザ

3 選定委員会委員

- 委員長 八森 淳（株式会社メディコラボ研究所代表取締役）
- 委員 加賀美 長明（南区連合町内会長連絡協議会副代表）
- 加藤 倫子（永田みなみ台地区社会福祉協議会会長）
- 川井 則子（南永田山王台地区民生委員児童委員協議会会長）
- 佐藤 寛（南区介護認定審査会委員（社会福祉法人同塵会特別養護老人ホームリバーサイドフェニックス施設長））
- 中根 幹夫（南区障がい児者団体連絡会会員（地域活動ホームどんとこい・みなみ施設長））
- 高羽 貴子（元南区主任児童委員連絡会副代表）
- 伊藤 美穂（東京地方税理士会横浜南支部）

4 指定管理者の候補者選定の経過

経過項目	日程
◆第3回選定委員会（傍聴人：0人）	令和元年12月20日（金）
公募書類の配布（ホームページにて公表）	令和2年1月14日（火）から 令和2年3月13日（金）まで
公募説明会 ※申込は、令和2年1月21日（火）まで	令和2年1月24日（金）

公募に関する質問受付（1団体、8問）	令和2年2月10日（月）から 令和2年2月14日（金）まで
公募に関する質問回答	令和2年2月21日（金）
応募書類の提出（7団体）	令和2年3月9日（月）から 令和2年3月13日（金）まで
◆第4回選定委員会	令和2年5月1日（金）から 令和2年6月2日（火）まで

（◆は選定委員会）

5 選定にあたっての考え方

第3回選定委員会において「指定管理者選定の評価基準」及び「指定管理者審査方法・最低制限基準」等を定めました。審査方法については、「応募団体の提出資料」と「評価基準項目」をもとにした事前審査及び第4回選定委員会での応募団体のプレゼンテーションに基づく面接審査を行ったうえで採点を行うこととしました。

しかし第4回選定委員会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から集合形式での開催では定足数を満たすことが困難であったため、緊急的かつ時限的な措置として、各委員が他の委員の意見及び質疑を書面で相互に確認する書面討議に実施方法を変更すると決定しました。

選定委員会では、あらかじめ定めた「指定管理者選定の評価基準」に従って、指定候補者を選定しました。

なお、評価は、各選定委員が横浜市大岡地域ケアプラザ、横浜市清水ヶ丘地域ケアプラザ及び横浜市浦舟地域ケアプラザは300点満点（現指定管理者の場合には315点満点）、横浜市永田地域ケアプラザ及び横浜市六ツ川地域ケアプラザは290点満点（現指定管理者の場合には305点満点）、横浜市中村地域ケアプラザ及び横浜市睦地域ケアプラザは285点満点（現指定管理者の場合には300点満点）で採点した上で、その合計点を選定委員会の点数とし、その合計点が最も高い団体を指定候補者、指定候補者を指定管理者として指定できない場合に指定候補者に代わって指定候補者になる者を次点候補者とししました。また、既存の指定管理者の実績評価として、各選定委員が加減15点をもって評価に加えることができることとしました。

応募団体が、1団体のみの場合であっても選定委員会の定める基準に満たないときは、指定候補者として選定されないこととし、最低制限基準を各選定委員の合計点の60%以上としました。今回は、前期の指定期間の実績を除いた最大点数、横浜市大岡地域ケアプラザ、横浜市清水ヶ丘地域ケアプラザ及び横浜市浦舟地域ケアプラザは2,400点の60%である1,440点を、横浜市永田地域ケアプラザ及び横浜市六ツ川地域ケアプラザは2,320点の60%である1,392点を、横浜市中村地域ケアプラザ及び横浜市睦地域ケアプラザは2,280点の60%である1,368点を最低基準としました。

<表>評価基準項目

項目	評価の視点	配点
1 運営ビジョン		

(1) 地域における地域ケアプラザの役割	・地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みが具体的であるか。	30
(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組	・地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくための関係団体等の連携方法は具体的であるか。	30
(3) 担当地域における関係団体等との連携について	・地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携に具体的であるか。	10
(4) 合築施設との連携について(永田・六ツ川・中村・睦対象外)	・同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法は具体的であるか。	10
2 団体の状況		
(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等	・団体の理念、基本方針及び業務実績等が公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。	10
(2) 財務状況	・予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤があるか。	10
3 職員配置及び育成		
(1) 所長及び職員の確保、配置	・所長(予定者)として必要な経験・指導力等を有しているか。 ・人員配置及び勤務体制が適切なものになっているか。また、必要な有資格者・経験者の確保策に具体性はあるか。	10
(2) 育成・研修	・地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画は効果的・具体的な内容になっているか。	10
4 施設の管理運営		
(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組	・施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全(施設・設備の点検等)計画及び積極的な修繕計画が立てられているか。	10
(2) 事件事故防止体制、緊急時の対応	・事件事故の防止体制が適切であるか。また、事件事故発生時における緊急の対応については、連絡体制等に具体性はあるか。	10
(3) 災害に対する取組		
ア 福祉避難所の運営	・発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法(職員の参集方法や日ごろの訓練等)が具体的な内容になっているか。	10
イ 災害に備えるための	・震災や風水害等といった災害に備えるための取組が具体	

取組	的な内容になっているか。	
(4) 公正・中立性の確保	・公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組が示されているか。	5
(5) 利用者のニーズ、要望、苦情への対応	・利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法に具体性があるか。	5
(6) 個人情報保護、情報公開、人権尊重	・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。	5
	・人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組になっているか。	
(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注等、本市の重要施策を踏まえた取組	・ヨコハマ3R夢（スリム）プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等、横浜市の重要施策を踏まえた取組になっているか。	5

5 事業

(1) 全事業共通		
ア 施設の利用促進	・施設稼働率目標及び利用促進の方針があり、実行性及び実現性を伴う計画となっているか。	20
イ 総合相談（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）	・高齢者、子ども、障害者等幅広い分野の相談について、さまざまな場面での情報提供等が考えられているか。 ・地域の特徴やニーズを把握し、相談や情報提供の手法に反映させているか。	
ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携	・地域ケアプラザの役割を果たすために、各事業で把握した課題や地域の情報等を共有するための方策が具体的な内容となっているか。 ・事業効果を上げるため、関連施設と連携して業務を行える内容となっているか。	
エ 地域福祉保健のネットワークの構築	・地域の関連団体や関係機関と情報交換や定期的な会合等を通じてネットワークが構築できる内容となっているか。	
オ 区行政との協働	・区の方針等を十分に把握したうえで連携する具体的な考えがあるか。また、地域ケアプラザの役割を理解し、区と協働して取り組む計画となっているか。	
カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進	・区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働して地域の課題解決に向けて積極的に取り組む内容が記載されているか。	
(2) 地域ケアプラザ運営事業		

<p>ア 自主企画事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自主事業を通じて福祉保健活動の開発・実施や新たな地域福祉のための取組を地域の実情やニーズに合わせて行う計画となっているか。 ・高齢者だけでなく、子ども・障害者等の分野の取組や自主活動化への働きかけの取組が、具体的であるか。 <p>※子ども分野 子ども・青少年が健やかに成長し、自立していくため、地域で多様な人との交流や体験を得られる場づくりや担い手づくり等の取組を行っているか。</p> <p>※障害者分野 障害のある方が住みなれた地域で安心して生活し続けるための取組を行っているか。</p>	20
<p>イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉保健活動団体及び地域団体に活動する場の提供を行うにあたって、利用促進を図るための具体的な取組が示されているか。 	
<p>ウ ボランティア登録、育成及びコーディネーター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア登録及びコーディネートとともにボランティア育成のための具体的な取組が示されているか。 	
<p>エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における福祉保健活動団体や人材等の社会資源を把握し、情報提供する具体的な内容となっているか。 	
<p>(3) 生活支援体制整備事業</p>		
<p>ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に示されているか。 	
<p>イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的に示されているか。 	
<p>ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に示されているか。 	20
<p>エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に示されているか。 	
<p>(4) 地域包括支援センター運営事業</p>		
<p>ア 総合相談支援業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップサービスの相談窓口として役割を十分認識し、総合相談を受けるための十分な体制が整っているか。 ・相談内容の共有や分析により、地域課題の把握や必要な 	45

	<ul style="list-style-type: none"> 取り組みにつなげる内容となっているか。 	
イ 認知症支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の正しい理解の促進、認知症の人と家族が安心して過ごせる地域づくり、認知症の早期発見・対応、切れ目のない支援体制の構築に向けた計画となっているか。 	
ウ 権利擁護業務	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が尊厳を守られ安心して生活できるよう、成年後見制度の利用促進・高齢者虐待及び困難事例への対応・養護者の支援・消費者被害防止の推進のため、専門的かつ継続的な支援体制を整えられているか。 	
エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等		
(ア) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネジャーが高齢者の個々の状況や変化に応じた支援を行うために必要な、①ケアマネジャーが活動しやすい環境整備（地域住民・関係機関との連携支援）、②ケアマネジャーに対する相談・助言、③新任ケアマネジャー育成支援等を行い、高齢者が住み慣れた地域で生活し続けることができるよう支援体制を整えられているか。 	
(イ) 在宅医療・介護連携推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療連携拠点等との協力体制の構築、介護関係者に対する相談支援、医療や介護の関係者と連携したケアマネジメントの実践ができる計画となっているか。 	
オ 地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> 地域ケア会議の機能を理解し、個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり・資源開発を推進するために地域ケア会議が活用できる計画となっているか。 	
カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）	<ul style="list-style-type: none"> 自立に向けた効果的なケアマネジメントを実施するための人員確保、人材育成等の計画があるか。 (指定居宅介護支援事業者への業務の一部の委託) 委託先の選定にかかる公正・中立性の確保及びケアマネジメント業務にかかる適切な指導（計画に位置づけたサービス提供事業所の公正・中立性の確保を含む）などが確保できる計画となっているか。 	
キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の事業の展開が横浜市及び区の方針に沿った具体的な計画となっているか。 	
ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> 地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会資源との連携を構築するための計画が具体的かつ実現可能なものとなっているか。 	
(5) 居宅介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 公の施設における事業提供である認識があり、指定介護予防支援事業者との連携体制等についても十分に配慮 	5

	されているか。	
(6) 通所介護等通所系サービス事業(中村・睦対象外)	・公の施設における事業提供である認識があり、事業の計画が具体的又は独自性があるなど優れているか。	5
6 収支計画及び指定管理料		
(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分	・収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。 ・利用者サービスのための経費への配分等、施設の特長や課題に応じた費用配分となっているか。	10
(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性	・利用料金の収支の活用や運営費等について低額に抑える工夫がされているか。	5
7 前期の指定管理業務の実績		
(1) 前期の指定管理業務の実績	・前期の指定期間における地域ケアプラザ事業の実績が優れているか。	-10～ 15
(2) 職員配置状況	・過去3年間の常勤職員充足率が97.25%を超過しているか。 ■計算対象期間 平成28年度から平成30年度まで ■計算方法 常勤職員(増員含む)合計配置日数/3年間	-5 or 0
合 計		(※)

(※) 前期の指定管理業務の実績を含む合計点数

大岡・清水ヶ丘・浦舟：315点、永田・六ツ川：305点、中村・睦：300点

6 応募者の制限の確認

指定管理者公募要項に定める応募条件等について、応募者が資格を有し、欠格事項に該当しないことを確認しました。

(1) 応募者の資格

ア 指定管理業務に通所系サービス事業が含まれている場合

(ア) 法人その他の団体または複数の法人等が共同する共同事業体であること(法人格は不要。ただし、個人は除く。)

(イ) 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第54条の2第1項本文、第58条第1項又は第115条の45の3第1項本文の指定を受けられると認められる者(横浜市地域ケアプラザ条例施行規則第4条)

※上記については、「通所介護事業、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護事業、居宅介護支援事業、介護予防認知症対応型通所介護事業、介護予防支援事業及び第1号通所事業の指定を受けられると認められる者」となります。

イ 指定管理業務に通所系サービス事業が含まれていない場合

(ア) 法人その他の団体または複数の法人等が共同する共同事業体であること（法人格は不要。ただし、個人は除く。）

(イ) 介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項又は第58条第1項の指定を受けることができる者と認められる者（横浜市地域ケアプラザ条例施行規則第4条）

※上記については、「居宅介護支援事業及び介護予防支援事業の指定を受けることができる者と認められる者」となります。

(2) 欠格事項

次に該当する法人その他団体は、応募することができません。

ア 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること

イ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続きを行っていないもの

ウ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

エ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取り消しを受けたものであること

オ 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること

カ 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目は、応募団体から提出された「役員等氏名一覧表（様式5）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行いました。

ク 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

(3) 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

ア 公募要項に定める手続きを遵守しない場合

イ 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

7 応募団体

(1) 横浜市大岡地域ケアプラザ

社会福祉法人横浜市社会事業協会

(2) 横浜市清水ヶ丘地域ケアプラザ

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会

(3) 横浜市永田地域ケアプラザ

社会福祉法人横浜社会福祉協会

(4) 横浜市六ツ川地域ケアプラザ

社会福祉法人横浜大陽会

- (5) 横浜市浦舟地域ケアプラザ
社会福祉法人横浜市福祉サービス協会
- (6) 横浜市中村地域ケアプラザ
社会福祉法人秀峰会
- (7) 横浜市睦地域ケアプラザ
社会福祉法人たすけあい ゆい

8 選定結果

選定委員会において、厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者及び次点候補者と決定しました。

各指定候補者の得点は、別添の指定管理者評価基準項目別評価結果を参照してください。

(1) 横浜市大岡地域ケアプラザ

順位	団体名
指定候補者	社会福祉法人横浜市社会事業協会
次点候補者	応募者が1団体のため該当なし

(2) 横浜市清水ヶ丘地域ケアプラザ

順位	団体名
指定候補者	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会
次点候補者	応募者が1団体のため該当なし

(3) 横浜市永田地域ケアプラザ

順位	団体名
指定候補者	社会福祉法人横浜社会福祉協会
次点候補者	応募者が1団体のため該当なし

(4) 横浜市六ツ川地域ケアプラザ

順位	団体名
指定候補者	社会福祉法人横浜太陽会
次点候補者	応募者が1団体のため該当なし

(5) 横浜市浦舟地域ケアプラザ

順位	団体名
指定候補者	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会
次点候補者	応募者が1団体のため該当なし

(6) 横浜市中村地域ケアプラザ

順位	団体名
指定候補者	社会福祉法人秀峰会
次点候補者	応募者が1団体のため該当なし

(7) 横浜市睦地域ケアプラザ

順位	団体名
指定候補者	社会福祉法人たすけあい ゆい
次点候補者	応募者が1団体のため該当なし

9 審査講評

(1) 横浜市大岡地域ケアプラザ

指定候補者（社会福祉法人横浜市社会事業協会）

地域ケアプラザから少し距離のある地域に出向き行う「出張相談」は地域の相談機関として評価できる。また、合築施設であるスポーツセンター及び地区センターと上手く連携し、3館それぞれの強みを活かした事業を展開している。

生活支援体制整備事業「サービスB」では課題も多いようだが、地域住民主体という方向性のもと、今後も適切な支援をお願いしたい。

(2) 横浜市清水ヶ丘地域ケアプラザ

指定候補者（社会福祉法人横浜市福祉サービス協会）

地区連合単位だけでなく、自治会（町内会）単位においても地域ケア会議を開催しており、きめ細やかな地域課題の把握に努めている。また、福祉避難所として防災に力を入れ地域及び関連機関との連携づくりを進めている様子が伺える。

今後も地域のネットワークづくり（民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、自治会町内会、介護事業所、医療機関、障害者支援、関係団体及び老人クラブ等）を大切に、職員が地域に溶け込み支援して行ってほしい。

(3) 横浜市永田地域ケアプラザ

指定候補者（社会福祉法人横浜社会福祉協会）

防災コンサルティングを受け、日々の防災に対する意識の向上に努めるだけでなく、防災訓練などを通して、地域住民との交流にも役立てているところは評価できる。また、地域の会合や行事等に積極的に参加し顔の見える関係づくりに力を入れていることが伺える。

法人の運営ビジョンにもあるように今後も「住み慣れた街でいつまでも健康に安心して暮らしていただく」という方向性を目指して行ってほしい。

(4) 横浜市六ツ川地域ケアプラザ

指定候補者（社会福祉法人横浜太陽会）

介護予防に重点をおき、高齢化率が区内1番でありながら要介護認定率が区内最下位である

ことは評価できる。また、高齢者、子ども、障がい児・者などの幅広い層を対象とした事業を展開しており、インフォーマルサービスの把握と活用にも着目している点は素晴らしい。

今後も地域に根をはり、地域とのつながりを大切に活動を続けていってほしい。

(5) 横浜市浦舟地域ケアプラザ

指定候補者（社会福祉法人横浜市福祉サービス協会）

外国籍の方や子育て家庭が多いという地域特性を把握し、活気ある商店街が近くにあるという地域の魅力を踏まえた活動を実践しているところは評価できる。また、地域課題を把握するための「街歩き」をケアプラザ全職員で実施するなど、ケアプラザ全体で地域を支援している様子が伺える。

今後も住民の皆様とよく話し合って、活気のある「街づくり」に取り組んでいってほしい。

(6) 横浜市中村地域ケアプラザ

指定候補者（社会福祉法人秀峰会）

連合町内会を中心に、人と人との結びつきがとて強い地域で互助をテーマに連携を広げていこうとされている取り組みがよく伝わってきた。また、既存の事業を継続するにあたっては、新しい要素を加味して取り組もうという「プラス・ワン」の考え方は、とても前向きでよい。

職員は有資格者やベテランが多い印象を受け、体系的な人材育成は評価できる。

(7) 横浜市睦地域ケアプラザ

指定候補者（社会福祉法人たすけあい ゆい）

毎週土曜日の子ども食堂の開催は簡単にできることではなく、努力していると思う。また、「独居高齢者の見守り」をテーマにした地域ケア会議に複数の店舗が参加したり、アンケートを実施することで様々な視点から課題を抽出したりしているところは評価できる。

今後も引き続き近隣施設との連携、地域との関わりを大切にしていってほしい。

10 添付資料

指定管理者評価基準項目別評価結果